

報道資料

平成27年 4月28日
奈良県平城宮跡事業推進室 主幹 鳥居
歴史公園係 川口
電話： 0742-27-8945 (ダイヤルイン)
0742-22-1101 (内2691)

平城宮跡歴史公園（朱雀大路西側地区等）における 土壌調査結果について

平城宮跡歴史公園（朱雀大路西側地区等）の整備予定地（奈良市二条大路南4丁目）において、土壌汚染対策法に基づく自主調査（表層調査：地表から50cm）を実施したところ、敷地全体450区画（1区画は、10m×10m）のうち、28区画で「鉛」（27区画）、「セレン」（1区画）の基準不適合となり、基準超過区画について、奈良市に区域の指定を申請しました。（平成27年3月6日）

県の申請に基づき、奈良市が基準超過区域から半径80m程度の範囲で飲用井戸の有無について調査されたところ、飲用井戸が無かったことから、基準を超過している28区画について、健康被害が生じるおそれがない「形質変更時要届出区域」として、本日指定されました。（平成27年4月28日）

また、県では、基準超過区域のうち敷地境界付近等の4箇所において、地下水の水質調査を平成27年1月に実施しておりますが、鉛、セレンは検出されませんでした。

記

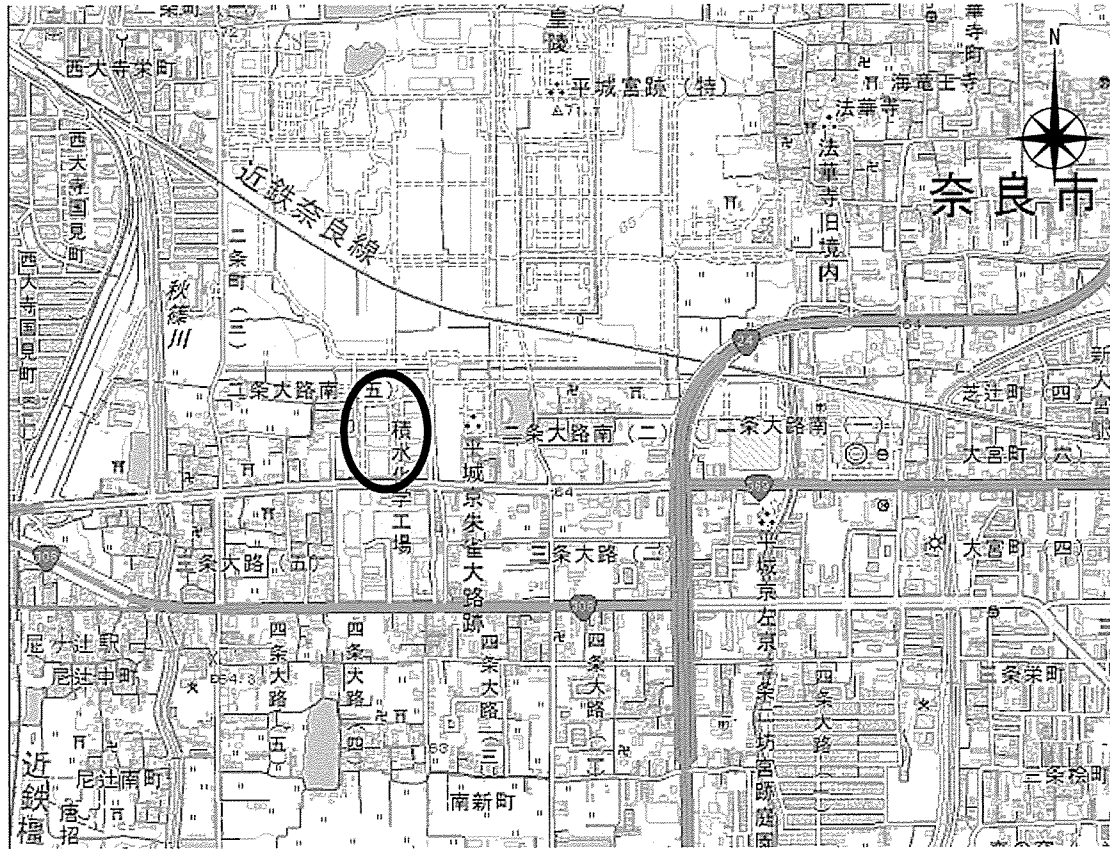
1. 発生箇所
別添「朱雀大路西側地区位置図」、基準超過区域区画図
2. 調査結果（最大値）
鉛 0.044mg/L（土壌溶出量基準 0.01mg/L）
セレン 0.042mg/L（土壌溶出量基準 0.01mg/L）
3. 汚染の除去等
土地の形質の変更を行う場合は、土壌汚染対策法に基づく届出を行い、必要に応じて土壌の除去等を実施する等、土壌の適切な管理を行っていきます。

《参考》

形質変更時要届出区域：健康被害が生じるおそれがなく、土地の形質変更時の届出義務のみ。法令上は汚染の除去等が不要。

朱雀大路西側地区位置図

国土地理院地図



基準超過区域区画図

